

理事会会議資料

(令和5年度第4回)

令和6年1月22日(月)

社会福祉
法人 神栖市社会福祉協議会

令和5年度 第4回 神栖市社会福祉協議会理事会次第

日 時：令和6年1月22日(月)

午後2時30分～

場 所：神栖市保健・福社会館

1. 会議適正審査報告

2. あ い さ つ

3. 議 長 選 出

4. 議 事

報告第1号 令和5年度(4～11月)事業実施状況及び予算執行状況について

議案第1号 事務局職員就業規則の一部改正(案)について

議案第2号 常勤職員就業規則の一部改正(案)について

議案第3号 非常勤職員就業規則の一部改正(案)について

議案第4号 人事評価制度実施規則(案)の制定について

議案第5号 職員の分限に関する規則(案)の制定について

議案第6号 令和5年度社会福祉事業区分補正予算(案)について

議案第7号 令和5年度第2回評議員会の招集について

5. 閉 会

報告第1号

令和5年度（4～11月）事業実施状況及び予算執行状況について

<提案理由>

令和5年4月から令和5年11月までの8ヶ月間に実施した各種事業の結果、法人運営の状況、及び収支決算の状況について報告いたします。この報告は、定款第20条第5項に規定する、会長及び常務理事（業務執行理事）の職務状況報告として行うものです。

令和6年1月22日 提出

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会
会 長 石 田 進

事業実施状況報告（令和5年4月～11月）

I. 総合相談体制の充実強化

1. 相談援助機能の充実強化

(1) 組織による相談援助の強化（総合相談。相談対応件数）（自主事業）

(i) 日常生活圏域別相談件数 ※前年度：前年4月～11月

日常生活圏域別実績		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	計	前年度
相談 件数	第Ⅰ圏域	339	427	518	377	460	381	369	281	3,152	3,916
	第Ⅱ圏域	191	193	207	260	256	188	208	178	1,681	1,757
	第Ⅲ圏域	140	155	176	137	128	143	140	149	1,168	1,336
	上記以外	36	34	27	16	22	12	40	32	219	313
計		706	809	928	790	866	724	757	640	6,220	7,322
(前年度)		880	909	1,005	885	996	1,050	833	764	7,322	

(ii) 相談内容別件数 ※前年度：前年4月～11月

相談内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	計	前年度
1 緊急生活支援	23	29	18	17	34	22	16	25	184	196
2 生活福祉資金	114	156	206	110	163	92	119	130	1,090	1,715
3 行旅人支援	0	0	0	0	0	0	0	3	3	1
4 低額診療	14	2	9	1	0	0	7	0	33	57
5 自立相談支援	113	149	205	117	164	94	133	112	1,087	1,496
6 家計改善支援	9	11	1	6	15	13	8	9	72	46
7 就労準備支援	3	4	5	5	2	6	10	4	39	29
8 生活相談(他)	0	2	3	0	2	2	1	2	12	91
9 日常生活自立支援	126	116	137	152	161	113	127	105	1,037	988
10 成年後見	33	44	35	54	25	24	32	33	280	318
11 障害相談	111	120	134	185	151	203	140	86	1,130	1,028
12 こころの相談	2	4	9	16	2	4	10	14	61	25
13 発達相談	32	12	14	9	9	19	17	10	122	305
14 ひきこもり	13	13	10	6	4	4	2	2	54	42
15 高齢者	3	0	1	0	0	0	1	5	10	21
16 貸出事業	0	1	1	1	2	0	0	0	5	15
17 福祉教育	17	27	22	17	55	18	21	25	202	115
18 ボランティア	23	52	46	29	33	37	57	35	312	276
ファミリーサポート									0	
19 ういらかみす	61	63	72	63	41	49	51	35	435	508
20 苦情	1	0	0	0	0	0	0	0	1	2
21 その他	8	4	0	2	3	24	5	5	51	48
計	706	809	928	790	866	724	757	640	6,220	7,322
(前年度)	880	909	1,005	885	996	1,050	833	764	7,322	

※相談者への対応にあたっては「生活福祉資金」償還フォローアップ支援等生活相談対応のため、前年度に引き続き、相談者の誘導と申請手続の一部を人材派遣会社に委託しています。

(2) 課題発見機能の充実（地区民生委員との連携）（自主事業）

実施項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	計
民協定例会へ参加	0	0	0	0	0	0	0	0	0回
同行訪問、情報共有	6	8	11	1	7	3	6	7	49
(前年度)	10	9	11	13	9	6	4	6	68

(3) 他機関の相談窓口とのネットワークづくり（自主活動）

- ・生活福祉資金特例貸付の償還業務についての周知
（神栖市課税課、市民課、市民協働課、契約管財課、消費生活センター。4月～6月）
- ・生活困窮者自立支援事業（住居確保給付金）についての周知（神栖市商工会。4月）
- ・ことばと発達の相談室に関する連携会議（4月）

2. コミュニティソーシャルワークの充実強化

(1) 課題解決へのネットワークづくり（自主事業） ※前年度：前年4月～11月

会議の種類	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	計	前年度
ケース会議(社協主催)	0	0	1	0	0	1	0	0	2	0
ケース会議(他機関主催)	0	0	0	2	0	0	0	0	2	3
連携会議(他機関主催)	0	3	8	2	3	2	2	4	24	15
計	0	3	9	4	3	3	2	4	28	18
(前年度)	2	3	5	1	3	0	2	2	18	

(2) 生活課題解決に対する組織化・事業化

- ・地域ネットワーク勉強会の開催（平成9年度自主事業開始）

開催日	内 容	参加者
令和5年 4月20日	第274回「幼児期における発達障害の理解～「気づき」から「支援」につなぐポイント～」 講師：枝松慎次郎氏（茨城県発達障害者支援センターCOLORSつくば 公認心理師・臨床心理士）	59名
5月19日	第275回「地元精神科医に聞く！！～ストレスと精神疾患の関係性～」 講師：児玉 知之氏（児玉医院 副院長 精神保健指定医）	54名
6月16日	第276回「保護者支援を子どもの行動から考える～行動で見て、考える！～」 講師：枝松慎次郎氏（茨城県発達障害者支援センターCOLORSつくば 公認心理師・臨床心理士） 【第10期発達障害療育者研修会(1回目)合同開催】	73名
7月21日	第277回「対人援助職に必要な成年後見制度の基礎知識 第二弾 ～成年後見人としての実践活動から見えてきた支援のポイント～」 講師：橋田勝（神栖市社協/後見ホットライン担当・社会福祉士・精神保健福祉士）	33名
8月24日	第278回「障害者の就労場面におけるミスマッチを防ぐには ～就労継続支援A型事業所の取り組みや事業所連携～」 講師：岡部泰雄氏（就労継続支援A型事業所 エバーグリーン波崎 施設長）	50名
9月21日	第279回「ひきこもり状態にある方の家族支援のポイント ～家族の関わり方が鍵～」 講師：高橋眞利子氏（心理療法士・ひきこもり支援相談士）	27名
10月19日	第280回「具体的事例で学ぶ！～安心できる暮らしを叶えるグループホームの取り組み～」 講師：高根由起子氏（株式会社グッドライフ/常務） 伊藤貴織 氏（株式会社グッドライフ/グループホームみはる園神栖 施設長）	47名
11月16日	第281回「就労継続支援A型事業所の取り組みや事業所連携 第二弾 ～「就労パスポート」を活用した支援～」 講師：岩田愉理香氏（就労継続支援A型事業所 エバーグリーン神栖 サービス管理責任者）	26名

3. 職員派遣を通じた福祉相談窓口のネットワーク強化 (自主事業)

- (1) 精神保健福祉士・社会福祉士の派遣 (神栖市社会福祉課) 1名派遣 (平成26年度～)
 (2) 家庭児童相談専門員の派遣 (神栖市こども福祉課) 1名派遣 (平成29年度～)

※本会は労働者派遣事業所として厚生労働大臣の許可を受け、福祉関係事業所等の窓口にて本会専門職(社会福祉士・精神保健福祉士)を派遣しています。各派遣先、派遣職員とのネットワークをもとに他の関係機関とも協力して、ケース会議等を積み重ね、支援ネットワークを強化します。

II. 必要とされる各領域の権利擁護・生活支援システムづくり

1. 精神障害者、発達障害児者、ひきこもりの方等への支援活動

(1) 精神障害者の地域生活支援の充実

(i) 精神保健相談「こころの相談室」(平成20年度自主事業開始) ※前年度：前年4月～11月

相談経路	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	計	前年度
窓 口	0	2	1	6	0	0	1	5	15	9
電 話	2	2	8	9	2	4	8	7	42	16
訪 問	0	0	0	1	0	0	1	2	4	0
計	2	4	9	16	2	4	10	14	61	25
(前年度)	3	3	3	6	1	7	2	0	25	

(ii) 精神保健デイケア事業(平成16年度自主事業開始、平成17年度神栖市より一部受託。受託金額3,200,000円)

・神栖地区「青空」(毎週水曜日・木曜日・金曜日) ※前年度：前年4月～11月

事業実績	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	計	前年度
開催回数	12	10	14	12	13	13	12	12	98	97
延べ利用人数	53	43	57	40	46	36	47	46	368	442

・波崎地区「ほのぼの」(毎週火曜日) ※前年度：前年4月～11月

事業実績	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	計	前年度
開催回数	4	5	4	4	5	4	5	4	35	34
延べ利用人数	9	10	10	8	11	10	11	10	79	73

(2) 発達障害児者等支援の充実

(i) 発達障害児療育者研修(第10期。全4回)の開催(平成17年度自主事業開始)

日程	内 容	参加者
令和5年 6月16日	(1回目)保護者支援を子どもの行動から考える～行動で見て、考える!～ 【公開講座：第276回地域ネットワーク勉強会 合同開催】	73名
6月30日	(2回目)支援で使える行動の原理～ほめることの重要性～	34名
7月28日	(3回目)記録から考える支援～現状把握!例外を探す!!～	26名
10月13日	(4回目)幼児期の子どもの行動から考える発達障害支援～研修の振り返り～	28名

※講師：枝松慎次郎氏(公認心理師・臨床心理士) 茨城県発達障害者支援センターCOLORSつくば

(ii) 会議・研修会

- ・市教育委員会主催 神栖市特別支援教育連携協議会、研修会に出席（6月、8月）

(iii) ことばと発達の相談室（平成元年度自主事業開始。言語聴覚士へ委託して実施）

※前年度：前年4月～11月

事業実績	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	計	前年度
相談件数	5	3	9	7	6	9	7	5	51	114
（前年度）	14	15	16	16	13	17	12	11	114	

※ことばや発達に不安を抱える学齢児童と家族を対象に、市が移行に向けた準備を進める本年度1年間に限り言語聴覚士による専門相談を月4回継続実施します。

(iv) 知的障害への理解を深める活動の展開（自主活動）

- ・鹿島特別支援学校PTA及び卒業生保護者の交流会「ふたばの会」活動支援

(3) ひきこもり家族支援の充実、支援ネットワークの構築（再掲。令和元年度自主事業開始）

※前年度：前年4月～11月

相談経路	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	計	前年度
窓口	4	1	2	0	0	2	2	0	11	10
電話	8	9	4	1	2	2	0	2	28	21
訪問	0	0	3	5	1	0	0	0	9	1
家族相談(月2回)	1	3	1	0	1	0	0	0	6	10
計	13	13	10	6	4	4	2	2	54	42
（前年度）	7	8	6	3	8	1	6	3	42	

※家族相談は心理療法士から助言を受け実施しています。

(4) 地域生活支援センター「障害者相談支援(専門相談)」の運営

(i) 神栖市障害者相談支援事業の運営（平成18年度神栖市受託事業。受託金額6,000,000円）

※前年度：前年4月～11月

実施項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	計	前年度
相談件数(身体障害)	47	44	66	100	77	116	37	38	525	506
相談件数(知的障害)	22	18	38	40	24	50	30	7	229	193
相談件数(精神障害)	38	58	30	44	48	37	72	41	368	310
相談件数(その他)	4	0	0	1	2	0	1	0	8	19
障害支援区分認定調査	6	4	4	5	6	6	5	5	41	43

(ii) 障害者総合支援法 指定特定相談支援（計画作成）事業所の運営

（平成26年度自主事業開始。年間収入予算1,390,000円）

※前年度：前年4月～11月

実施項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	計	前年度
サービス計画作成	11	4	0	2	1	3	6	3	30	33
モニタリング実施	4	0	4	2	3	12	3	0	28	45
計	15	4	4	4	4	15	9	3	58	78
（前年度）	20	3	6	5	7	21	10	6	78	

(5) 各種福祉サービス (自主事業) ※前年度：前年4月～11月

実施項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	計	前年度
介護機器の貸出	11	19	8	8	16	9	20	11	102	87
福祉車両レンタカー料助成	2	7	8	5	3	5	4	7	41	43

2. 権利擁護関連活動の充実 (福祉後見サポートセンターかみすの運営)

(1) 福祉後見サポートセンターかみす活動の充実 (平成28年度自主事業開始、
神栖市より法人後見支援業務の一部受託。受託金額376,852円)

- ・事業受任状況 11月末現在5名受任中 (後見5名)
- ・相談対応、後見人業務 ※前年度：前年4月～11月

実施項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	計	前年度
新規相談件数	2	6	3	3	1	1	3	3	22	26
受任活動件数	20	28	28	35	20	21	28	26	206	272
専門員活動件数	33	44	35	54	25	24	32	33	280	318
ケアカンファレンス	1	2	1	0	1	0	0	0	5	1

(2) 日常生活自立支援事業の運営 (平成13年度茨城県社協受託事業。受託金額2,562,000円)

- ・事業契約状況 11月末現在契約者31名
- ・相談対応、自立支援専門員業務 ※前年度：前年4月～11月

実施項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	計	前年度
相談件数	3	4	2	2	2	1	4	0	18	22
生活支援員活動件数	9	7	9	5	4	5	5	4	48	62
専門員活動件数	117	109	128	147	157	108	122	101	989	926
ケアカンファレンス	0	3	4	2	3	3	3	2	20	11

3. 生活困窮者への支援活動

(1) 施策の活用による生活困窮世帯への支援 ※前年度：前年4月～11月

支援の種類	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	計	前年度
生活福祉費	1	0	0	1	0	0	0	0	2	1
総合支援資金(特例含)	1	0	0	0	0	0	0	0	1	117
緊急小口資金(特例含)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	107
(新)償還猶予申請	16	11	27	6	14	6	7	5	92	—
低額診療制度の申請	2	0	1	0	0	0	1	0	4	5
行旅人支援	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0
緊急生活支援事業の実施	5	6	4	1	6	3	0	3	28	38

※生活福祉資金貸付は、貸付申請にかかる事務を茨城県社協から受託して実施しています。うち(特例)とは、新型コロナウイルス感染症の影響で減収した世帯を対象とした貸付で、令和2年3月25日から令和4年9月30日まで申請期間が設けられました。令和4年12月からは、償還が困難な借受世帯からの償還猶予申請受付が始まっています。

※「低額診療制度の申請」は自主活動、「行旅人支援」「緊急生活支援事業」は自主事業です。

(2) 生活困窮者自立支援事業の運営

(平成29年度神栖市より自立相談支援事業受託事業。受託金額15,711,000円)

(令和4年度神栖市より家計改善支援事業・就労準備支援事業受託事業。受託金額19,000,000円)

生活困窮による生活全般の困りごとの相談窓口を設置し、専門の支援員が本会生活福祉活動や民間支援事業を活用しながら市や他機関と連携し、自立に向けた相談支援、就労支援を行います。令和4年度から神栖市より新たに家計改善支援事業、就労準備支援事業を受託し実施しています。

(i) 相談支援活動実績

※前年度：前年4月～11月

相談経路	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	計	前年度
窓口 (総計)	45	51	78	46	56	27	33	42	378	613
自立相談支援	41	46	75	42	51	22	28	41	346	583
家計改善支援	2	3	1	2	3	3	3	1	18	17
就労準備支援	2	2	2	2	2	2	2	0	14	13
電話 (総計)	74	106	126	76	120	76	110	81	769	833
自立相談支援	67	96	124	72	110	66	101	70	706	797
家計改善支援	6	8	0	2	10	6	3	7	42	23
就労準備支援	1	2	2	2	0	4	6	4	21	13
訪問 (総計)	6	7	7	6	5	10	8	2	51	125
自立相談支援	5	7	6	3	3	6	4	1	35	116
家計改善支援	1	0	0	2	2	4	2	1	12	6
就労準備支援	0	0	1	1	0	0	2	0	4	3
合計	125	164	211	128	357	216	294	248	1,198	1,571
うち新規相談	18	11	2	6	11	6	8	20	82	230
(前年度合計)	174	206	156	210	238	225	179	183	1,571	

(ii) 自立支援計画 (プランの作成)

※前年度：前年4月～11月

種類	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	計	前年度
プラン作成	1	3	3	0	1	1	1	3	13	37
住居確保給付金	1	3	3	0	1	1	0	0	9	34
家計改善支援	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
就労準備支援	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
その他	0	0	0	0	0	0	0	3	3	1
プラン終結	0	15	2	4	5	0	0	4	30	138

(iii) 各事業ごとの実施状況

※前年度：前年4月～11月

種類	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	計	前年度
住居確保給付金(新規)	1	3	3	0	1	1	0	0	9	29
" (延長)	0	1	0	0	0	0	1	0	2	22
" (再延長)	1	0	3	0	0	1	0	0	5	15
" (再支給)	—	—	—	—	—	—	—	—	0	18
家計改善支援利用者数	2	2	2	2	2	2	3	3	18	4
就労準備支援利用者数	1	1	1	1	1	1	1	1	8	4
その他の利用者数	0	0	0	0	0	0	0	3	3	4

Ⅲ. 市民との協働による地域生活支援のしくみづくり

1. ボランティア・目的別コミュニティづくりの応援

(1) ボランティアセンター機能の充実強化（自主事業）

(i) 交流サロン利用、ボランティア登録

※前年度：前年4月～11月

実施項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	計	前年度
交流サロンの利用	72	101	63	101	84	94	76	111	702	745
ボランティア登録	1,080	20	45	39	2	3	14	8	1,211	1,147
ボランティア保険加入	624	40	14	11	2	2	11	17	721	635

(ii) ボランティア相談の内訳

※前年度：前年4月～11月

相談内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	計	前年度
1 ボランティア活動	11	11	5	2	8	4	9	3	53	73
2 ボランティア依頼	0	7	6	5	5	5	20	12	60	38
3 ボランティア保険	1	1	8	7	8	1	6	0	32	40
4 福祉活動基金等助成	1	10	2	4	0	0	0	0	17	2
5 善意銀行	5	7	19	11	10	19	13	17	101	87
6 災害時対応	0	1	0	0	0	0	0	0	1	3
7 広報啓発	5	0	0	0	2	3	1	1	12	12
8 ボランティア講座・交流	0	0	0	0	0	0	8	2	10	3
9 ういるかみす(再掲)	61	63	72	63	41	49	51	35	435	508
10 地区別・目的別サロン	0	8	6	0	0	5	0	0	19	17
11 福祉団体	0	7	0	0	0	0	0	0	7	1
計	84	115	118	92	74	86	108	70	747	784
(前年度)	79	98	121	79	87	119	91	110	784	

(2) 目的別コミュニティづくりの側面的支援（自主事業）

- ・高齢者サロン数（R05.11.30時点） 11ヶ所（前年同時期 12ヶ所）
- ・子育てサロン数（R05.11.30時点） 2ヶ所（前年同時期 2ヶ所）
- ・当事者グループ数（R05.11.30時点） 3団体（前年同時期 3団体）

2. 市民活動による助け合い・災害時支援活動の推進

(1) 住民参加により福祉課題を直接解決するための基盤強化

(i) 住民参加型在宅福祉サービス「ういるかみす」の運営（平成8年度自主事業開始）

ういるかみす会員利用料等を使用）

5年11月末時点 利用会員 45名 協力会員 20名

・事業実績

※前年度：前年4月～11月

事業実績	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	計	前年度
利用件数	46	39	43	35	35	30	54	40	322	324
利用時間（1時間700円）	68.0	64.5	71.0	41.0	42.0	37.0	113.0	79.5	516.0	519.5

(2) 災害ボランティア受け入れ体制の整備 (自主活動)

(i) 会議、研修会等への参加

- ・ 神栖ライオンズクラブ主催「防災ボランティア講演会」参加 (5月)
- ・ 「災害初動期対応チーム」メンバー養成研修会 (7月、8月。全2日)

(ii) 災害ボランティアセンター運営支援のための職員派遣

- ・ 取手市災害ボランティアセンター (開設期間：令和5年6月5日～7月3日)
6月30日から7月6日までの7日間、本会職員2名を交替で派遣
- ・ 日上市災害ボランティアセンター (開設期間：令和5年9月12日～10月9日)
9月13日から9月19日までの7日間、本会職員2名を交替で派遣
「災害初動期対応チーム」メンバーとして9月15日から9月17日までの3日間、本会職員1名を派遣

(3) 市民活動を応援するための助成 (平成4年度自主事業開始)

福祉活動基金助成事業、茨城県ボランティア基金助成事業)

- ・ ボランティアグループ助成 (1グループ5万円を限度) 申請団体なし
- ・ ボランティア協力校助成 (1校5万円を限度) 10校が申請 (申請通り助成決定)

(4) 神栖市社協会長顕彰の実施 (平成20年度自主事業開始)

- ・ 福祉感謝会 (令和6年2月17日 (土) 開催) での実施を予定

3. 福祉教育支援活動の充実

(1) 学校・企業等への福祉教育支援活動の推進 (平成5年度自主事業開始。共同募金助成金を活用)

(i) 福祉教育出前講座等の実施状況

開催日	実施団体名 (学年等)	支援活動の内容
4月25日	植松小学校 (4年生)	出前講座 (福祉の講話)
5月17日	デイサービスセンター母里 (職員)	出前講座 (高齢者疑似体験)
5月23日	植松小学校 (4年生)	出前講座 (車いす体験、アイマスク体験)
5月24日	デイサービスセンター母里 (職員)	出前講座 (高齢者疑似体験)
6月6日	植松小学校 (4年生)	出前講座 (高齢者疑似体験)
6月8日	波崎小学校 (3年生)	出前講座 (福祉の講話)
6月15日	柳川小学校 (4年生)	出前講座 (高齢者疑似体験)
9月14日	深芝小学校 (5年生)	出前講座 (車いす体験、アイマスク体験)
9月21日	深芝小学校 (5年生)	出前講座 (高齢者疑似体験)
10月12日	大野原西小学校 (4年生)	出前講座 (点字体験、アイマスク体験)
10月19日	息栖小学校 (4年生)	出前講座 (福祉の講話)
10月24日	大野原西小学校 (4年生)	出前講座 (車いす体験)
10月26日	息栖小学校 (4年生)	出前講座 (車いす体験、アイマスク体験)
11月7日	須田小学校 (5年生)	出前講座 (車いす体験、高齢者疑似体験)
11月16日	波崎小学校 (3年生)	出前講座 (車いす体験、アイマスク体験)
11月28日	波崎西小学校 (5年生)	出前講座 (車いす体験、アイマスク体験)

(ii) 福祉教育サポーター養成講座の開催

期 日 令和5年11月14日(火)

参加者 8名(全員が福祉教育サポーターとしてボランティア登録)

内 容 説明『社協が進める福祉教育出前講座とサポーターの役割』

実践『高齢者疑似体験時のサポートのポイント』『車いす体験時のサポートのポイント』

(2) 高校生の進路アシストカレッジの開催 (平成24年度自主事業開始。事業費の一部に
共同募金助成金、茨城県ボランティア基金助成金を活用)

- ・開催日：令和5年7月26日(水)～8月10日(木) (全6日間)
- ・参加者：9名(高校2年生8名・高校3年生1名)、うち6名が全課程修了
- ・内 容：講話(初日と最終日の2日間。専門職5名の講話及びグループディスカッション)
職場体験実習(市内の協力福祉施設、医療機関等において4日間)

4. その他

(1) きずなBOX(食品収集箱)の設置協力 (令和元年度自主活動開始)

・寄せられた食品(単位:kg)

月次	総重量	うちBOX	寄せられた食品の内容(主なもの)
令和5年4月	11.8	5.4	茶葉、調味料、乾麺、レトルト食品
5月	126.8	10.3	米、非常食、乾麺、レトルト食品、素麺、調味料、缶詰、菓子、飲料
6月	56.3	26.2	非常食パン、調味料、飲料、缶詰
7月	39.8	25.7	米、菓子、調味料、飲料、レトルト食品、素麺、缶詰
8月	389.7	66.6	アルファ化米、菓子、乾麺、調味料、餅、飲料、缶詰
9月	181.8	5.2	米、飲料、調味料、乾麺、お茶、菓子
10月	124.7	24.7	米、マジックライス、備蓄用パン、調味料、缶詰、菓子、レトルト食品、乾麺
11月	29.2	12.2	調味料、米、菓子、乾麺、飲料
合計	960.1	176.3	(当月末時点の食品在庫 196.4 kg)
(前年度)	687.8	138.4	※令和4年4月～11月

(2) もったいないを橋渡しプロジェクト (令和4年度自主活動開始)

・プロジェクト登録団体(11月末時点) 21団体

・登録団体への食品類払い出し等、寄付食品の活用状況

月次	払出団体	重量(kg)	本会事業(kg)	計(kg)
令和5年4月	9	58.0	11.8	69.8
5月	5	71.5	26.8	98.3
6月	0	0.0	14.1	14.1
7月	0	0.0	0.0	0.0
8月	10	321.9	36.1	358.0
9月	9	213.2	8.1	221.3
10月	0	0.0	0.0	0.0
11月	0	0.0	2.2	2.2
合計	33	664.6	99.1	763.7
(前年度)	55	520.2	168.0	688.2

※本会事業：本会が
実施する緊急
生活支援事業

※令和4年4月～11月

IV 事業推進のための組織体制の発展・強化

1. 理解者を増やす広報（自主事業）

(1) 広報紙「かみす社協ニュース」の発行 (毎月1日新聞折込 23,800部)

・計画通りの号数を発行しました。

(2) 広報紙「ボランティアセンターマガジン」の発行 (偶数月15日新聞折込 23,800部)

・計画通りの号数を発行しました。

(3) 神栖市社会福祉協議会ホームページの運営

・4～11月の掲載数 157件 (前年同時期 158件)

・4～11月のアクセス数 126,956件 (前年同時期 88,342件)

※アクセス数は、「(株)情報技術CMS」の「総カウント数」を使用しています。

(4) 神栖市社会福祉協議会リーフレットの発行 (令和5年4月16日新聞折込 ほか)

(5) 福祉サービス一覧ポスターの掲示 (市内475箇所へ配布)

・計画通り発行・配布しました。

2. 会員会費・寄付金の充実

(1) 社協会員加入状況 (11月末時点)

・一般会費 (1,000円～) 82地区加入総額 8,514,000円 (前年同時期 84地区 9,221,300円)

・特別会費 (2,000円～) 13件 加入総額 36,000円 (前年同時期 18件 47,000円)

・法人会費 (20,000円～) 135法人加入総額 3,180,000円 (前年同時期142法人 3,320,000円)

・団体会費 (3,000円～) 6団体加入総額 21,000円 (前年同時期 6団体 21,000円)

(2) 寄付金収入の状況 (11月末時点)

・一般寄付金収入 896,335円 (前年同時期 914,691円)

・指定寄付金収入 48,749円 (前年同時期 28,554円)

V 法人運営

1. 会議等の開催

開催日(※)	会議名・内容	出席者
令和5年 5月29日	監事による監査 (監事の現員数2名) ・令和4年度業務執行状況及び財産の状況に関する監査	監事 2名 理事 1名
6月7日	第1回理事会 (理事の現員数18名) ・令和4年度神栖市社会福祉協議会事業報告及び決算の承認 ・令和5年度定時評議員会の招集(みなし決議)	理事 16名 監事 1名
6月14日	第1回ボランティアセンター運営委員会 (委員現員数7名) ・令和4年度ボランティアセンター事業報告について ・令和5年度ボランティアセンター事業計画について	委員 6名

開催日(※)	会議名・内容	出席者
6月26日	定時評議員会（評議員の現員数31名） ・任期満了に伴う役員の選任(理事18名、監事2名選任) ・令和4年度神栖市社会福祉協議会事業報告及び決算の承認	評議員 20名 理事 2名 監事 1名
6月26日	第2回理事会（理事の現員数18名） ・会長、副会長、及び常務理事の選定	理事 14名 監事 2名
6月26日	第1回福祉活動基金管理運営委員会（委員現員数7名） ・副委員長の選出 ・令和4年度助成実績報告 ・令和5年度ボランティア協力校助成審査（第1次応募8校） ・令和5年度福祉活動基金の運用基準（案）について ・今後の助成申請受付・決定、及び委員会スケジュールについて	委員 5名
7月24日 (※)	第2回福祉活動基金管理運営委員会（委員現員数7名。書面審査） ・令和5年度ボランティア協力校助成審査（第2次応募2校） ・令和6年度福祉活動基金の運用基準について (書面受領完了：8月2日)	(書面受領) 委員 7名
7月28日	第1回福祉後見サポートセンターかみず運営委員会（委員現員数6名） ・福祉後見サポートセンターかみず運営現状について ・新規法人後見受任ケースにかかる活動概要報告 ・司法書士会による受任状況や成年後見制度に関する動向等報告	委員 5名
9月27日	第3回理事会（理事の現員数18名） ・令和5年度上期（4月～7月）事業実施状況及び予算執行状況報告 ・評議員選任・解任委員の選任 ・苦情解決にかかる第三者委員の選考	理事 15名 監事 2名

※書面審査とした会議は「提案日」を開催日欄に記載しています。

2. 事務局職員の人事

(1) 新規採用職員の募集（4月～11月）

- ・正職員 1回実施。応募者なし。
- ・常勤職員（正職員登用候補者） 2回実施。応募者4名。1名採用。
- ・常勤職員（事業補助員） 1回実施。応募者なし。12月に2回目を実施。

(2) 正職員登用試験の実施

- ・応募者 1名（本会常勤職員を対象に募集）
- ・試験実施 12月11日（月） 教養試験、性格特性検査、論文試験、面接試験を実施。
1名を合格とした（令和6年1月1日正職員登用）。

(3) 懲戒処分

- ・非違行為 福祉団体金銭物品取扱違反及び職務上の命令違反（令和5年9月21日事実確認）
- ・対象職員 1名（事業担当者）
- ・処分の決定 懲戒処分審査会（9月27日開催）の答申に基づき9月29日決定
懲戒処分審査会：本会副会長2名、常務理事、事務局長（全4名）
- ・懲戒の種類 出勤停止（50日）

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会 令和5年度収支状況

自：令和5年4月1日 至：令和5年11月30日

事業区分・拠点区分(サービス区分)	5年度予算 現在額	収 支 状 況			備考
		収 入	支 出	翌月繰越	
社会福祉事業区分	225,452,000	188,687,487	110,784,569	77,902,918	
社協自主事業	145,731,000	125,819,518	73,639,201	52,180,317	
地域福祉推進事業	130,205,000	113,327,286	66,473,377	46,853,909	
精神保健福祉支援事業	6,417,000	4,963,918	2,307,511	2,656,407	
成年後見制度に関する事業	9,109,000	7,528,314	4,858,313	2,670,001	
受託事業	66,655,000	58,167,139	33,590,231	24,576,908	
日常生活自立支援事業	3,014,000	2,833,789	1,541,412	1,292,377	
精神障害者デイケア事業	3,273,000	3,200,700	1,284,204	1,916,496	
障害者相談支援事業	6,316,000	6,180,400	2,822,549	3,357,851	
生活困窮者自立支援事業	31,711,000	23,783,250	18,015,604	5,767,646	
生活福祉資金に関する事業	22,341,000	22,169,000	9,926,462	12,242,538	
本則貸付事務	172,000	0	4,075	△ 4,075	※1
特例貸付フォローアップ	22,169,000	22,169,000	9,922,387	12,246,613	
障害者計画相談事業	1,390,000	827,715	748,387	79,328	
基金積立事業	1,801,000	723,924	502,090	221,834	
職員退職手当積立事業	9,875,000	3,149,191	2,304,660	844,531	
公益事業区分	21,495,000	14,616,493	10,698,117	3,918,376	
広告・自動販売機設置事業	495,000	224,743	0	224,743	
労働者派遣事業	21,000,000	14,391,750	10,698,117	3,693,633	
法人全体	246,947,000	203,303,980	121,482,686	81,821,294	

※1 受託金(茨城県社協)入金予定 令和6年3月下旬

資金収支計算書

自 令和05年04月01日 至 令和05年11月30日

法人名：社会福祉法人 神栖市社会福祉協議会

事業：法人全体

(単位：円)

勘定科目	予算(A)	決算(B)	差異(A)-(B)	備考
< 事業活動による収支 >				
< 収入 > 会費収入	14,050,000	11,751,000	2,299,000	
寄附金収入	2,000,000	945,084	1,054,916	
経常経費補助金収入	116,886,000	95,632,754	21,253,246	
受託金収入	66,849,000	58,453,502	8,395,498	
事業収入	24,111,000	16,213,248	7,897,752	
障害福祉サービス等事業収入	1,390,000	826,400	563,600	
受取利息配当金収入	15,000	2,009	12,991	
その他の収入	1,158,000	495,350	662,650	
事業活動収入計(1)	226,459,000	184,319,347	42,139,653	執行率 81%
< 支出 > 人件費支出	171,307,000	92,719,957	78,587,043	
事業費支出	15,324,000	8,145,042	7,178,958	
事務費支出	29,923,000	16,599,807	13,323,193	
共同募金配分金事業費	177,000	15,080	161,920	
助成金支出	2,393,000	812,800	1,580,200	
事業活動支出計(2)	219,124,000	118,292,686	100,831,314	執行率 54%
事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	7,335,000	66,026,661	△ 58,691,661	
< 施設整備等による収支 >				
< 収入 > 固定資産売却収入	0	0	0	
施設整備等収入計(4)	0	0	0	
< 支出 > 固定資産取得支出	888,000	143,000	745,000	
施設整備等支出計(5)	888,000	143,000	745,000	
施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)	△ 888,000	△ 143,000	△ 745,000	
< その他の活動による収支 >				
< 収入 > 基金積立資産取崩収入	1,000,000	0	1,000,000	
積立資産取崩収入	1,000	0	1,000	
事業区分間繰入金収入	2,971,000	350,000	2,621,000	
拠点区分間繰入金収入	8,764,000	2,697,000	6,067,000	
その他の活動収入計(7)	12,736,000	3,047,000	9,689,000	
< 支出 > 積立資産積立支出	5,000,000	0	5,000,000	
事業区分間繰入金支出	2,971,000	350,000	2,621,000	
拠点区分間繰入金支出	8,764,000	2,697,000	6,067,000	
その他の活動支出計(8)	16,735,000	3,047,000	13,688,000	
その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	△ 3,999,000	0	△ 3,999,000	
予備費支出(10)	10,200,000	0	10,200,000	
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)	△ 7,752,000	65,883,661	△ 73,635,661	
前期末支払資金残高(12)	7,752,000	15,937,633	△ 8,185,633	
当期末支払資金残高(11)+(12)	0	81,821,294	△ 81,821,294	

- 議案第1号 事務局職員就業規則の一部改正(案)について
議案第2号 常勤職員就業規則の一部改正(案)について
議案第3号 非常勤職員就業規則の一部改正(案)について

<提案理由>

今回の改正内容は、「人事評価制度導入」と「分限に関する事項の追加」の2点です。

人事評価制度については、神栖市で既に導入されている人事評価制度を準用し、能力・実績に基づく人事管理、組織全体の士気高揚、業務能率の向上をねらいとし導入するものです。

分限に関する事項については、これまで本会の人事制度で設けていなかった降給や降格等に関し、市の例に準じその手続きと効果を定めることを目的とし導入します。

いずれも、各就業規則に基本事項を条文化し追加した上で、詳細は別途規則としてそれぞれ新規制定することとしており、この後の議案でお諮りします。

各就業規則の改正案は次項のとおりです。審議の上、決議願います。

令和6年1月22日 提出

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会
会 長 石 田 進

令和6年1月22日 決議

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会
令和5年度 第4回 理事会

事務局職員就業規則改正案（※取消線・削除。赤字・追加または修正）

改正前の条文	改正後の条文（案）
<p>(解 雇)</p> <p>第 34 条 職員が、次の各号のいずれかに該当するときは解雇するものとする。ただし、第 45 条の事由に該当するとみとめられたときは、同条の定めるところによる。</p> <p style="text-align: center;">第 10 章 表彰及び懲戒</p> <p>(表 彰)</p> <p>第 44 条</p> <p>(懲 戒)</p> <p>第 45 条</p> <p>～</p> <p>第 51 条</p>	<p>(解 雇)</p> <p>第 34 条 職員が、次の各号のいずれかに該当するときは解雇するものとする。ただし、第 45 46 条及び第 48 条の事由に該当するとみとめられたときは、同条の定めるところによる。</p> <p style="text-align: center;">第 10 章 人事評価</p> <p>(人事評価)</p> <p>第 44 条 職員の人事評価は、別に定めるところにより、実施する。</p> <p style="text-align: center;">第 10 11 章 表彰、分限及び懲戒</p> <p>(表 彰)</p> <p>第 4445 条</p> <p>(分 限)</p> <p>第 46 条 職員が、次の各号のいずれかに該当する場合は、その意に反して、これを降任、解雇及び降給することができる。</p> <p>(1) 人事評価又は勤務の状況を示す事実を照らして勤務実績がよい場合</p> <p>(2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合</p> <p>(3) 前 2 号に規定する場合のほか、その職に必要な適格性を欠く場合</p> <p>(分限の手続及び効果)</p> <p>第 47 条 職員の意に反する降任、解雇及び降給の手続き及び効果に関しては別に定める。</p> <p>(懲 戒)</p> <p>第 4548 条</p> <p>～ (以降、3 条ずつ繰り下げ) ～</p> <p>第 5154 条</p> <p>附則</p> <p>19 この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。 (改訂第 141 号)</p>

常勤職員就業規則改正案（※取消線・削除。赤字・追加または修正）

改正前の条文	改正後の条文（案）
<p>第10章 表彰及び懲戒</p> <p>(表 彰)</p> <p>第41条</p> <p>(懲 戒)</p> <p>第42条</p> <p>～</p> <p>第48条</p>	<p>第10章 人事評価</p> <p>(人事評価)</p> <p>第41条 職員的人事評価は、別に定めるところにより、実施する。</p> <p>第10章 表彰、分限及び懲戒</p> <p>(表 彰)</p> <p>第4142条</p> <p>(分 限)</p> <p>第43条 職員が、次の各号のいずれかに該当する場合は、その意に反して、これを降任、解雇及び降給することができる。</p> <p>(1) 人事評価又は勤務の状況を示す事実を照らして勤務実績がよくない場合</p> <p>(2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合</p> <p>(3) 前2号に規定する場合のほか、その職に必要な適格性を欠く場合</p> <p>(分限の手續及び効果)</p> <p>第44条 職員に意に反する降任、解雇及び降給の手續き及び効果に関しては別に定める。</p> <p>(懲 戒)</p> <p>第4245条</p> <p>～ (以降、3条ずつ繰り下げ) ～</p> <p>第4851条</p> <p>附則</p> <p>19 この規則は、令和6年4月1日から施行する。 (改訂則第39号)</p>

非常勤職員就業規則改正案（※取消線・削除。赤字・追加または修正）

改正前の条文	改正後の条文（案）
<p>第10章 表彰及び懲戒</p> <p>(表 彰)</p> <p>第40条</p> <p>(懲 戒)</p> <p>第41条</p> <p>～</p> <p>第47条</p>	<p style="text-align: center;">第10章 人事評価</p> <p>(人事評価)</p> <p>第40条 職員の人事評価は、別に定めるところにより、実施する。</p> <p style="text-align: center;">第10 第11章 表彰、分限及び懲戒</p> <p>(表 彰)</p> <p>第4041条</p> <p>(分 限)</p> <p>第42条 職員が、次の各号のいずれかに該当する場合は、その意に反して、これを降任、解雇及び降給することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 人事評価又は勤務の状況を示す事実を照らして勤務実績がよくない場合 (2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合 (3) 前2号に規定する場合のほか、その職に必要な適格性を欠く場合 <p>(分限の手續及び効果)</p> <p>第43条 職員の意に反する降任、解雇及び降給の手續き及び効果に関しては別に定める。</p> <p>(懲 戒)</p> <p>第4144条</p> <p>～ (以降、3条ずつ繰り下げ) ～</p> <p>第4750条</p> <p>附則</p> <p>17 この規則は、令和6年4月1日から施行する。 (改訂則第40号)</p>

議案第4号 職員の人事評価実施規則(案)の制定について

<提案理由>

改正就業規則にもとづき、本会職員の人事評価における実施手続き等、必要な事項を定める規則として、新たに制定します。

この制度は、本会が令和4年度より取り組んできた、職員の育成を目的とする「目標申告」と「実施評価」による育成面談を発展させるもので、職員一人ひとりが『神栖市社会福祉協議会職員行動原則（平成24年3月28日策定）』に掲げた基本姿勢を自覚し、地域福祉を推進する中核的組織の一員として、強い責任感と使命感、対人援助専門職としての誇りをもって活動を推進するため職員を組織的に育成するための具体策のひとつで、能力・実績に基づく人事管理、組織全体の士気高揚、業務能率の向上をねらいとし、制度を導入することといたしました。

人事評価は「能力評価」「業績評価」の両面から行い、人事評価の結果は、被評価者の任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として活用するものとしております。

具体的な規則の内容は、神栖市で既に導入されている人事評価制度を準用しており、制定案は次項のとおりです。審議の上、決議願います。

令和6年1月22日 提出

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会
会 長 石 田 進

令和6年1月22日 決議

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会
令和5年度 第4回 理事会

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会職員の人事評価実施規則（案）

令和6年4月1日
神社協規則第8号

（目的）

第1条 この規則は、社会福祉法人神栖市社会福祉協議会（以下「本会」という。）事務局職員就業規則第44条、本会常勤職員就業規則第41条及び本会非常勤職員就業規則第40条の規定に基づき、職員の人事評価に関し必要な事項を定めるもののほか、その他の法令の定めるところにより実施する。

（定義）

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）人事評価 能力評価及び業績評価をもって行うことをいう。
- （2）能力評価 評価項目ごとに定める着眼点に基づき、職務遂行の過程において発揮された職員の能力を客観的に評価することをいう。
- （3）業績評価 職員があらかじめ設定した業務目標の達成度その他設定目標以外の取組により、その業務上の業績を客観的に評価することをいう。
- （4）人事評価様式 人事評価の対象となる期間（以下「評価期間」という。）における職員の勤務成績等を示すものとして、職位及び職種に応じて評価する次に掲げる様式をいう。
 - ア 行動記録シート（様式第1号） 被評価者の職務へ取り組む姿勢、進捗状況等への指導及び助言等について記録する様式
 - イ 能力評価シート（様式第2号） 管理職員以外の能力評価様式
 - ウ 能力評価シート（様式第3号） 管理職員の能力評価様式
 - エ 業績評価及び当期総合評価シート（様式第4号） 管理職員以外の業績及び当期の総合評価様式
 - オ 業績評価及び当期総合評価シート（様式第5号） 管理職員の業績及び当期の総合評価様式
- （5）本会常勤職員就業規則第1条及び本会非常勤職員就業規則第1条に規定する常勤職員及び非常勤職員（以下「常勤・非常勤職員」という。）についての人事評価様式は、前号の規定にかかわらず、常勤・非常勤職員人事評価シート（様式第6号）をいう。

（被評価者の範囲）

第3条 この規則による人事評価の対象となる職員（以下「被評価者」という。）は、本会事務局規程第1条に規定する職員とする。

（1次評価者、2次評価者、調整者）

第4条 人事評価の1次評価者、2次評価者及び調整者は、別に定める。

（評価者研修の実施）

第5条 事務局長は、評価者に対して、評価能力の向上のために必要な研修を適宜実施するものとする。

（人事評価の期間）

第6条 評価期間は、次の各号に掲げる評価の区分に応じ、当該各号に定める期間によるものとする。

- （1）能力評価 前期 4月1日から9月30日まで
後期 10月1日から翌年3月31日まで
- （2）業績評価 前期 4月1日から9月30日まで
後期 10月1日から翌年3月31日まで

2 常勤・非常勤職員の評価期間は、前項の規定にかかわらず、当該常勤・非常勤職員の雇用期間の初日から末日までとする。

(人事評価における評語の付与等)

第7条 能力評価に当たっては評価項目ごとに、業績評価に当たっては第2条第3号に規定する目標ごとに、それぞれ評価の結果を表示する記号（以下「個別評語」という。）を付すほか、当該能力評価又は当該業績評価の結果をそれぞれ総括的に表示する記号（以下「全体評語」という。）を付すものとする。

- 2 個別評語及び全体評語は、5段階（常勤・非常勤職員の評語においては3段階）とする。
- 3 個別評語及び全体評語を付す場合において、能力評価にあつては第2条第2号の発揮した能力の程度が、業績評価にあつては同条第3号の目標を達成した程度が、それぞれ通常のもつと認めるときは、中位の段階を付すものとする。
- 4 能力評価及び業績評価に当たっては、個別評語及び全体評語を付した理由その他参考となるべき事項を記載するように努めるものとする。

(業務目標の設定)

第8条 1次評価者は、業績評価の評価期間の開始に際し、被評価者と面談を行い、業務に関する目標を定めることその他の方法により当該被評価者が当該評価期間において果たすべき役割を確定するものとする。

(評価の実施、面談、1次評価結果の開示)

第9条 1次評価者は、被評価者について、個別評語及び1次評価者としての全体評語を付すことにより評価（第4項に規定する再評価を含む。）を行うものとする。

- 2 1次評価者は、被評価者と面談を行い、被評価者の能力評価及び業績評価の1次評価者としての評価結果を、当該被評価者に開示し、その根拠となる事実に基づき指導及び助言を行うものとする。
- 3 2次評価者は、1次評価者による評価について、不均衡があるかどうかという観点から審査を行い、2次評価者としての全体評語を付すことにより調整（次項に規定する再調整を含む。）を行うものとする。この場合において、2次評価者は、当該全体評語を付す前に、1次評価者に再評価を行わせることができる。
- 4 調整者は、2次評価者による調整について審査を行い、適当でないと認める場合には2次評価者に再調整を行わせる上で、能力評価及び業績評価が適当である旨の確認を行うものとする。

(常勤・非常勤職員に対する評価の実施、面談)

第9条の2 前条の規定は常勤・非常勤職員の人事評価の実施について準用する。この場合において、前条1項から第3項中「1次評価者」とあるのは「2次評価者」と読み替えるものとする。

- 2 2次評価者による被評価者との面談が困難な場合においては、1次評価者が面談を実施することができる。

(職員の異動又は併任への対応)

第10条 人事評価の実施に際し、職員が異動した場合又は職員が併任の場合については、評価の引継ぎその他適切な措置を講じることにより対応するものとする。

(人事評価様式の保管)

第11条 人事評価様式は、第6条の評価期間の末日の翌日から起算して5年間人事担当部門において保管するものとする。

(人事評価の結果の活用)

第12条 人事評価の結果は、被評価者の任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として活用するものとする。

- 2 評価者は、人事評価の結果を職員の人材育成に積極的に活用するよう努めるものとする。
- 3 人事評価により勤務実績が良好でない又は職員として必要な適格性を欠くと判断された職員は、別に定める特別支援プログラムを受講するものとする。

第12条の2 常勤・非常勤職員の人事評価の結果の活用については、前条第1項の規定中「任用、給与、分限」を「任用、分限」と読み替えるものとする。

(苦情への対応)

第13条 第10条第2項の規定に基づき開示された能力評価及び業績評価の結果に関する職員の苦情へ対応するため、苦情相談及び苦情処理の手続を設けるものとする。

- 2 苦情相談は、職員の申出に基づき、事務局次長が対応する。
- 3 苦情相談は、1次評価者からの評価結果の面談又は結果が開示された日から10日以内とする。
- 4 面談又は開示された評価結果に関する苦情処理の申出は、苦情相談により解決しなかった場合に、苦情相談結果が通知された日の翌日から起算して10日以内に限り申し出ることができる。
- 5 苦情処理は、人事評価苦情処理申立書(様式第7号)による申告に基づき、次条の人事評価審査委員会において処理する。
- 6 苦情処理は、人事評価の評価期間につき1回限り受け付けるものとする。
- 7 会長は、職員が苦情の相談及び申出をしたことを理由に、当該職員に対して不利益な取扱いをしてはならない。
- 8 苦情相談又は苦情処理に関わった職員は、苦情の申出のあった事実及び当該内容その他苦情相談又は苦情処理に関し職務上知ることができた秘密を保持しなければならない。

(人事評価審査委員会の設置)

第14条 人事評価制度の円滑な運用や公務能率の向上のために必要な連絡調整及び前条の苦情処理を行うため、人事評価審査委員会(以下「委員会」という。)を設けるものとする。

- 2 委員会は、被評価者からの苦情処理の申出に基づき、人事評価の結果を審査し、評価に疑義が生じたときは評価者にこれを是正させ、又は再評価させることができる。
- 3 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織するものとし、当該委員等は会長が理事及び職員のうちから任命する。
- 4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 6 委員会は、必要があると認めるときは、委員会の会議に関係者の出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。
- 7 委員会は、審査結果について、第2項の規定による評価者及び被評価者に人事評価審査結果通知書(様式第8号)により通知するものとする。
- 8 委員会の庶務は、人事担当部門において処理する。

(補 則)

第15条 この規則に定めるもののほか、規則の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

議案第5号 職員の分限に関する規則(案)の制定について

<提案理由>

改正就業規則にもとづき、本会職員の分限について、職員の意に反する降任、解雇及び降給の手続き及び効果に関する事項を定め、もって分限の公正を確保することを目的として、新たに制定します。

具体的な規則の内容は、神栖市職員の分限に関する条例を準用しており、制定案は次項のとおりです。審議の上、決議願います。

令和6年1月22日 提出

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会
会 長 石 田 進

令和6年1月22日 決議

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会
令和5年度 第4回 理事会

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会職員の分限に関する規則（案）

令和6年4月1日
神社協規則第9号

（目的）

第1条 この規則は、社会福祉法人神栖市社会福祉協議会（以下「本会」という。）事務局職員就業規則第47条、本会常勤職員就業規則第44条及び本会非常勤職員就業規則第43条の規定に基づき、職員の分限について、職員の意に反する降任、解雇及び降給の手続き及び効果に関する事項を定め、もって分限の公正を確保することを目的とする。

（降給の種類）

第2条 降給の種類は、降格（職員の意に反して、当該職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。）及び降号（職員の意に反して、当該職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更することをいう。以下同じ。）とする。

（降格の事由）

第3条 会長は、職員が降任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合のほか、次の各号のいずれかに掲げる事由に該当し、必要があると認める場合は、当該職員を降格するものとする。この場合において、第2号の規定により職員のうちいずれを降格させるかは、会長が、勤務成績、勤務年数その他の事実に基づき、公正に判断して定めるものとする。

（1）次に掲げる事由のいずれかに該当する場合

ア 職員の人事評価又は勤務の状況を示す事実に基づく勤務実績の評価の結果が事務局職員就業規則第44条、本会常勤職員就業規則第41条及び本会非常勤職員就業規則40条の規定に基づき会長が定める基準に照らして最下位の段階である場合その他勤務の状況を示す事実に基づき勤務実績が良くないと認められる場合において、指導その他の会長が定める措置を行ったにもかかわらず、なお勤務実績が良くない状態が改善されないときであって、当該職員がその職務の級に分類されている職務を遂行することが困難であると認められるとき。

イ 心身の故障があると診断され、その故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないことが明らかな場合

ウ 前2号に掲げるもののほか、職員がその職務の級に分類されている職務を遂行することについての適格性を判断するに足りると認められる事実に基づき、当該適格性を欠くと認められる場合において、指導その他の会長が定める措置を行ったにもかかわらず、当該適格性を欠く状態がなお改善されないとき。

（2）やむを得ない理由により本会の事業を縮小するとき。

（降号の事由）

第4条 会長は、職員の人事評価又は勤務の状況を示す事実に基づく勤務実績の評価の結果が事務局職員就業規則第44条、本会常勤職員就業規則第41条及び本会非常勤職員就業規則第40条の規定に基づき会長が定める基準に照らして最下位の段階である場合その他勤務の状況を示す事実に基づき勤務実績が良くないと認められる場合であり、かつ、その職務の級に分類されている職務を遂行することが可能であると認められる場合であって、指導その他の会長が定める措置を行ったにもかかわらず、なお勤務実績が良くない状態が改善されない場合において、必要があると認めるときは、当該職員を降号することができるものとする。

（降任、解雇及び降給の手続）

第5条 職員の降任、解雇又は降給の処分は、その旨を記載した書面を職員に交付して行わせなければならない。

(分限の手続)

第6条 会長は分限を行うに当たっては、次条に規定する分限審査会の意見を聞かなければならない。

(分限審査会)

第7条 職員の分限を適正に行うため、分限審査会（以下「審査会」という。）を置く。

- 2 審査会は、会長の諮問に応じ分限の対象となるべき事由の存否等について調査し、前条に規定する分限の可否及び程度について審査を行うものとする。

(審査会の組織)

第8条 審査会は、委員長及び委員若干名で組織する。

- 2 委員長は、副会長をもって充てる。
- 3 委員は、会長が理事及び職員のうちから任命する。

(委員長)

第9条 委員長は、委員会の事務を総理し、会議の議長となり、会議を掌理する。

- 2 委員長に事故あるとき、または委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名した委員がその職務を代理する。

(会 議)

第10条 審査会は、委員長が招集する。

- 2 審査会は、委員長を含め委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 審査会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員は、自己若しくは配偶者または4親等内の親族に関する審査については、その議事に参与することはできない。
- 5 審査会は非公開とする。

(関係者からの意見の聴取)

第11条 審査会は、必要があると認めるときは、分限の対象となっている職員及び関係者から意見若しくは説明を聴き、または審査に必要な資料の提出を求めることができる。

(委員の服務)

第12条 審査会の委員は審査に関する秘密を漏らしてはならない。またその職を退いた後も同様とする。

(報 告)

第13条 委員長は、審査会において決定した事項及び会議のてん末について、文書により速やかに会長に答申しなければならない。

(庶 務)

第14条 審査会の庶務は、本所福祉活動推進センターにおいて処理する。

(委 任)

第15条 この規則に定めるもののほか、規則の施行に関し必要な事項は、会長が定める。

付 則

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

議案第6号

令和5年度社会福祉事業区分補正予算（案）について

<提案理由>

本会の令和5年度収支について、法人全体では特に大きな問題は発生しておりませんが、以下の理由から当初予算編成時と実際の執行に差違が生じ、一部の収支項目について執行計画の見直しを行う必要があることから、次項の通り、令和5年度社会福祉事業区分収支補正予算(案)を編成いたしましたので、審議の上、決議願います。

なお、補正予算につきましてもは定款第38条及び経理規程第17条の規定に基づき、理事会決議後、直近の評議員会（令和6年3月開催予定）へ上程する予定です。

○補正理由

- (1) 令和5年5月1日付で2名、令和5年10月1日付で1名の正職員採用が予定通り実施できなかったことと、本会正職員の退職（1名。令和5年12月末）や休職（1名。8月～12月）による人件費支出及び職員設置費助成金収入の減額。
- (2) 上記に関連した事務局内人員配置の見直し（地域福祉推進事業、生活福祉資金特例貸付フォローアップ事業）による人件費支出予算の調整。

令和6年1月22日 提出

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会
会 長 石 田 進

令和6年1月22日 決議

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会
令和5年度 第4回 理事会

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会 令和5年度収支補正予算書（案）

●事業区分・拠点区分別 資金収支補正予算総括表

（単位：円）

事業区分・拠点区分	当初予算	補正額(案)	補正後予算額	備考
社会福祉事業区分	225,452,000	△ 20,616,000	204,836,000	
社協自主事業	145,731,000	△ 19,866,000	125,865,000	
地域福祉推進事業(法人本部)	130,205,000	△ 19,866,000	110,339,000	職員退職、配置変更による減額
精神保健福祉支援事業	6,417,000		6,417,000	
成年後見制度に関する事業	9,109,000		9,109,000	
受託事業	66,655,000	0	66,655,000	
日常生活自立支援事業	3,014,000		3,014,000	
精神障害者デイケア事業	3,273,000		3,273,000	
障害者相談支援事業	6,316,000		6,316,000	
生活困窮者自立支援事業	31,711,000	0	31,711,000	
生活福祉資金に関する事業	22,341,000	0	22,341,000	
本則貸付事務	172,000		172,000	
特例貸付フォローアップ	22,169,000	0	22,169,000	職員配置変更による予算内訳調整
障害者計画相談事業	1,390,000		1,390,000	
基金積立事業	1,801,000		1,801,000	
職員退職手当積立事業	9,875,000	△ 750,000	9,125,000	職員退職、配置変更による減額
公益事業区分	21,495,000	0	21,495,000	
広告・自動販売機設置事業	495,000		495,000	
労働者派遣事業	21,000,000		21,000,000	
法人全体	246,947,000	△ 20,616,000	226,331,000	

●勘定科目別 資金収支補正予算明細書 (案。社会福祉事業区分)

(単位：円)

勘定科目	当初予算額	補正予算額	区 分 別 補 正 額 内 訳			補正後予算額	備考
			社協自主事業	受託事業	職員退職手当 積立事業		
			地域福祉推進 事業	生活福祉資金 (フォローアップ)			
< 事業活動による収支 >							
< 収入 >							
会費収入	14,050,000	0	0	0	0	14,050,000	
寄附金収入	2,000,000	0	0	0	0	2,000,000	
経常経費補助金収入	116,886,000	△ 19,866,000	△ 19,866,000	0	0	97,020,000	
市補助金収入	116,249,000	△ 19,866,000	△ 19,866,000			96,383,000	
社協職員設置費収入	100,153,000	△ 19,866,000	△ 19,866,000			80,287,000	減額申請に伴い予算減額
社協活動促進費収入	16,096,000					16,096,000	
県社協助成金収入	460,000					460,000	
共同募金配分金収入	177,000					177,000	
受託金収入	66,849,000	0	0	0	0	66,849,000	
市受託金収入	41,604,000					41,604,000	
県社協受託金収入	25,245,000					25,245,000	
事業収入	2,618,000	0	0	0	0	2,618,000	
障害福祉サービス等事業収入	1,390,000	0	0	0	0	1,390,000	
受取利息配当金収入	15,000	0	0	0	0	15,000	
その他の収入	1,158,000	0	0	0	0	1,158,000	
事業活動収入計(1)	204,966,000	△ 19,866,000	△ 19,866,000	0	0	185,100,000	
< 支出 >							
人件費支出	155,265,000	△ 18,272,000	△ 18,663,000	△ 321,000	712,000	136,993,000	
役員報酬支出	3,451,000					3,451,000	
職員給料支出	93,901,000	△ 13,480,000	△ 12,859,000	△ 621,000		80,421,000	退職、人員配置変更に伴う減額
職員賞与支出	28,106,000	△ 2,848,000	△ 3,148,000	300,000		25,258,000	退職、人員配置変更に伴う減額
非常勤職員給与支出	4,505,000					4,505,000	
退職給付支出	4,761,000	712,000			712,000	5,473,000	退職金発生のため増額
法定福利費支出	20,541,000	△ 2,656,000	△ 2,656,000			17,885,000	退職、人員配置変更に伴う減額
事業費支出	15,307,000	0	0	0	0	15,307,000	
事務費支出	28,683,000	△ 132,000	△ 132,000	0	0	28,551,000	
福利厚生費支出	892,000	△ 132,000	△ 132,000			760,000	退職、人員配置変更に伴う減額

(単位：円)

勘定科目	当初予算額	補正予算額	区 分 別 補 正 額 内 訳			補正後予算額	備考
			社協自主事業	受託事業	職員退職手当 積立事業		
			地域福祉推進 事業	生活福祉資金 (フォローアップ)			
旅費交通費支出	347,000					347,000	
研修研究費支出	492,000					492,000	
事務消耗品費支出	2,226,000					2,226,000	
印刷製本費支出	609,000					609,000	
修繕費支出	135,000					135,000	
通信運搬費支出	2,275,000					2,275,000	
会議費支出	404,000					404,000	
業務委託費支出	11,156,000					11,156,000	
手数料支出	77,000					77,000	
賃借料支出	5,078,000					5,078,000	
渉外費支出	80,000					80,000	
諸会費支出	243,000					243,000	
資料図書費支出	356,000					356,000	
租税公課支出	1,594,000					1,594,000	
保守料支出	2,406,000					2,406,000	
雑支出	313,000					313,000	
共同募金配分金事業費	177,000	0	0	0	0	177,000	
助成金支出	2,393,000	0	0	0	0	2,393,000	
事業活動支出計(2)	201,825,000	△ 18,404,000	△ 18,795,000	△ 321,000	712,000	183,421,000	
事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	3,141,000	△ 1,462,000	△ 1,071,000	321,000	△ 712,000	1,679,000	
< 施設整備等による収支 >							
< 収入 >							
施設整備等補助金収入	0	0	0	0	0	0	
施設整備等寄附金収入	0	0	0	0	0	0	
固定資産売却収入	0	0	0	0	0	0	
施設整備等収入計(4)	0	0	0	0	0	0	
< 支出 >							
固定資産取得支出	888,000	0	0	0	0	888,000	
器具及び備品取得支出	888,000					888,000	
施設整備等支出計(5)	888,000	0	0	0	0	888,000	

(単位：円)

勘定科目	当初予算額	補正予算額	区 分 別 補 正 額 内 訳			補正後予算額	備考
			社協自主事業 地域福祉推進 事業	受託事業 生活福祉資金 (フォローアップ)	職員退職手当 積立事業		
施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)	△ 888,000	0	0	0	0	△ 888,000	
< その他の活動による収支 >							
< 収入 >							
基金積立資産取崩収入	1,000,000	0	0	0	0	1,000,000	
積立資産取崩収入	1,000	0	0	0	0	1,000	
財政調整積立資産取崩収入	1,000	0	0	0	0	1,000	
事業区分間繰入金収入	2,970,000	0	0	0	0	2,970,000	
公益事業区分間繰入金収入	2,970,000	0	0	0	0	2,970,000	
拠点区分間繰入金収入	8,764,000	△ 750,000	0	0	△ 750,000	8,014,000	
拠点区分間繰入金収入	8,764,000	△ 750,000	0	0	△ 750,000	8,014,000	退職、人員配置変更に伴う減額
社協自主事業繰入金収入	6,368,000	△ 1,071,000			△ 1,071,000	5,297,000	
受託事業繰入金収入	2,315,000	321,000			321,000	2,636,000	
障害者計画相談支援事業繰入金収入	81,000					81,000	
その他の活動収入計(7)	12,735,000	△ 750,000	0	0	△ 750,000	11,985,000	
< 支出 >							
基金積立資産支出	0	0	0	0	0	0	
積立資産支出	5,000,000	△ 1,462,000	0	0	△ 1,462,000	3,538,000	
退職手当積立資産支出	5,000,000	△ 1,462,000	0	0	△ 1,462,000	3,538,000	繰入金減に伴う積立額の減額
事業区分間繰入金支出	1,000	0	0	0	0	1,000	
公益事業区分間繰入金支出	1,000	0	0	0	0	1,000	
拠点区分間繰入金支出	8,764,000	△ 750,000	△ 1,071,000	321,000	0	8,014,000	退職、人員配置変更に伴う減額
拠点区分間繰入金支出	8,764,000	△ 750,000	△ 1,071,000	321,000	0	8,014,000	
職員退職手当積立事業繰入金支出	8,764,000	△ 750,000	△ 1,071,000	321,000		8,014,000	
その他の活動支出計(8)	13,765,000	△ 2,212,000	△ 1,071,000	321,000	△ 1,462,000	11,553,000	
その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	△ 1,030,000	1,462,000	1,071,000	△ 321,000	712,000	432,000	
予備費支出(10)	8,974,000					8,974,000	
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)	△ 7,751,000	0	0	0	0	△ 7,751,000	
前期末支払資金残高(12)	7,751,000					7,751,000	
当期末支払資金残高(11)+(12)	0	0	0	0	0	0	
予算総額	225,452,000	△ 20,616,000	△ 19,866,000	0	△ 750,000	204,836,000	

議案第7号 令和5年度第2回評議員会の招集について

<提案理由>

定款第14条の規定に基づき、令和5年度第2回評議員会を、以下のとおり招集することについて、審議の上決議願います。

1. 会議名称 令和5年度第2回評議員会
2. 予定時期 令和6年3月中旬から下旬
※評議員会の前に、令和5年度第5回理事会を開催します。
3. 予定場所 神栖市保健・福祉会館
4. 予定案件 議案第1号 令和5年度社会福祉事業区分補正予算（案）
議案第2号 令和6年度 神栖市社会福祉協議会事業計画（案）
議案第3号 令和6年度 社会福祉事業区分 収支予算（案）
議案第4号 令和6年度 公益事業区分 収支予算（案）
※議案を追加する場合は第5回理事会でお諮りします。
5. 招集予定 評議員31名

令和6年1月22日 提出

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会
会 長 石 田 進

令和6年1月22日 決議

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会
令和5年度 第4回 理事会

<資料> 関係法令、本会定款、規程等（抜粋）

< 定 款（令和4年4月改訂） >

（評議員会の権限）

第12条 評議員会は、次に掲げる事項について決議する。

（4）予算及び事業計画の承認

（評議員会の招集）

第14条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

（評議員会の決議）

第16条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは議長の決するところによる。

3 第1項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

（理事の職務及び権限）

第20条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

5 会長及び常務理事は、毎会計年度に4月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

（理事会の構成）

第26条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

（理事会の議長）

第29条 理事会に議長を置き、議長はその都度選任する。

（理事会の決議）

第30条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは議長の決するところによる。

（理事会の議事録）

第31条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

（事務局及び職員）

第34条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

3 事務局及び職員に関する規程は、別に定める。

（事業計画及び収支予算）

第38条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事総数（現在数）の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

（会計年度）

第40条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

< 経理規程 (令和2年10月 改訂) >

(予算の基準)

- 第12条 本会は、毎会計年度、事業計画及び承認社会福祉充実計画に基づき資金収支予算を作成する。
- 2 予算は、第4条第5項に定める拠点区分ごとに編成し、収入支出の予算額は勘定科目ごとに設定する。
 - 3 拠点区分にサービス区分を設定している場合には、サービス区分ごとに予算を編成することができる。

(予算の事前作成)

- 第13条 前条の予算は、事業計画及び承認社会福祉充実計画に基づき毎会計年度開始前に会長が編成し、理事会の決議を経、評議員会の承認を得なければならない。

(予備費の計上)

- 第15条 予測しがたい支出予算の不足を補うため、理事会の決議を経、評議員会の承認を得て支出予算に相当額の予備費を計上することができる。

(補正予算)

- 第17条 会長は、予算の作成後に生じた事由により、予算に変更を加える必要がある場合には、補正予算を作成し、理事会の決議を経、評議員会の承認を得なければならない。

< 事務局規程 (平成31年4月 改訂) >

(事務局職員)

- 第1条 定款第34条の規定により事務局を設置し、次の職員を置く。

- (1) 事務局長 1名
- (2) 事務局次長 必要に応じて若干名
- (3) 支所長及びセンター長 必要に応じて若干名
- (4) 主査 必要に応じて若干名
- (5) 係長 必要に応じて若干名
- (6) 福祉活動専門員及び専任職員 若干名

- 2 必要があるときは、常勤・非常勤職員を置くことができる

< 事務局職員就業規則 (令和5年4月 改訂) >

(目的)

- 第1条 この規則は、社会福祉法人神栖市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の職員の就業に関し必要な事項を定めるものとする。

- 2 この規則に定めるもののほか、職員の就業に関する事項は、労働基準法その他の法令の定めるところによる。

(職員の定義)

- 第2条 この規則において職員とは、第2章に定める手続きにより採用され、常時本会の業務に従事する正職員をいう。

- 2 前項の職員以外の常勤・非常勤職員に関する就業規則は別に定める。

< 常勤職員就業規則 (令和4年9月 改訂) >

(目的)

第1条 この就業規則は、社会福祉法人神栖市社会福祉協議会（以下「本会」という。）事務局職員就業規則第2条2項に基づき、常勤職員（以下「職員」という。）の就業に関して必要な事項を定めるものである。

2 この就業規則に定めのない事項については、労働基準法、その他法令の定めるところによる。

(職員の定義)

第2条 この規則において職員とは、所定の手続きを経て本会に採用され基本給を月給で支払う者で福祉サービス関連業務及び管理業務に従事する者をいう。

< 非常勤職員就業規則 (令和4年4月 改訂) >

(目的)

第1条 この規則は、社会福祉法人神栖市社会福祉協議会（以下「本会」という。）事務局職員就業規則第2条2項に基づき、非常勤職員の就業に関して必要な事項を定めるものである。

2 この就業規則に定めのない事項については、労働基準法、その他法令の定めるところによる。

(非常勤職員の定義)

第2条 この規則において非常勤職員とは、所定の手続きを経て本会に採用され基本給を時間給で支払う者で1週8時間以上30時間未満の範囲で勤務する福祉サービス関連業務及び管理業務等に従事する以下の者をいう。

- (1) 管理業務事務員
- (2) 事業補助・相談員
- (3) その他の非常勤職員

社会福祉法人 神栖市社会福祉協議会 役員名簿

(任期：令和5年6月26日～令和7年度定時評議員会終結時)

No.	役職	氏名	選出区分	所属(推薦元)・役職等	備考
1	会長	石田 進	行政関係者	神栖市長	
2	副会長	篠塚 洋一	地域の福祉関係者・団体 (民児協)	神栖市連合民生委員児童委員協議会 会長	
3	〃	千葉 千恵子	ボランティア	ボランティアサークルほほえみ 代表	
4	常務理事	狭山 利和	学識経験者	学識経験者	
5	理事	鈴木 伸洋	学識経験者	学識経験者	
6	〃	五十嵐 清美	議会	神栖市議会議長	
7	〃	卯月 秀一	社会福祉施設役職員 (高齢者施設)	特別養護老人ホーム マリンピア 神栖 施設長	
8	〃	信太 俊浩	社会福祉施設役職員 (高齢者施設)	老人保健施設シオン 事務長	
9	〃	花田 三男	社会福祉施設役職員 (障害者施設)	障害者支援施設 神栖啓愛園 施設長	
10	〃	中嶋 正子	社会福祉施設役職員 (障害者施設)	指定障害福祉サービス多機能型 事業所ハミングハウス 施設長	
11	〃	高田 和美	ボランティア	ボランティアサークルひとみの会 書記	
12	〃	須之内 正昭	地域の福祉関係者・団体 (民児協)	神栖市連合民生委員児童委員協議会 副会長	
13	〃	西川 寧人	地域の福祉関係者・団体 (企業)	鹿島共同施設(株) 専務取締役	
14	〃	石井 洋一	地域の福祉関係者・団体 (行政委員連絡協議会)	神栖市行政委員連絡協議会 5年度委員(日川浜地区)	
15	〃	佐藤 行廣	地域の福祉関係者・団体 (行政委員連絡協議会)	神栖市行政委員連絡協議会 5年度委員(明神前地区)	
16	〃	野村 みさ子	地域の福祉関係者・団体 (更生保護女性会)	神栖市更生保護女性会	
17	〃	大和 愛紀	地域の福祉関係者・団体 (PTA連絡協議会)	神栖市PTA連絡協議会 副会長 (神栖三中PTA副会長)	
18	〃	高安 桂一	行政関係者	神栖市福祉部長	
19	監事	岡野 一男	財務諸表を監査しうる者	学識経験者	
20	〃	森本 政一	地域の福祉関係者	神栖市神栖地区民生委員児童委員協議会副会長	